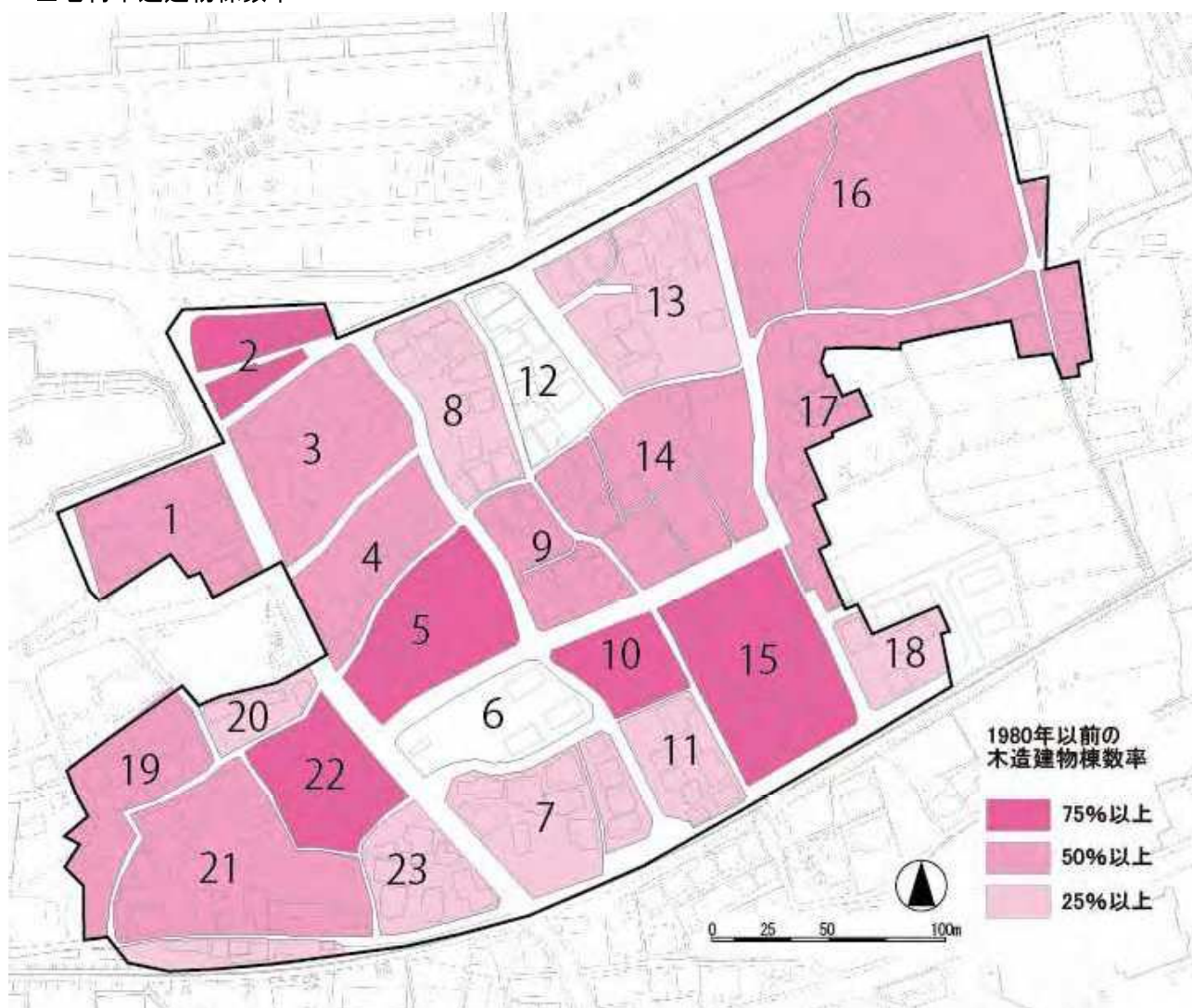


①老朽木造建物割合

・1980年（昭和55年）以前の木造建物割合（築35年以上を経過し、ほぼ新耐震基準以）の建物割合は、地区全体では61%である。街区単位でみると、2、5、10、15、22街区で75%を超え、ほぼ半数の街区で50%を超えている。

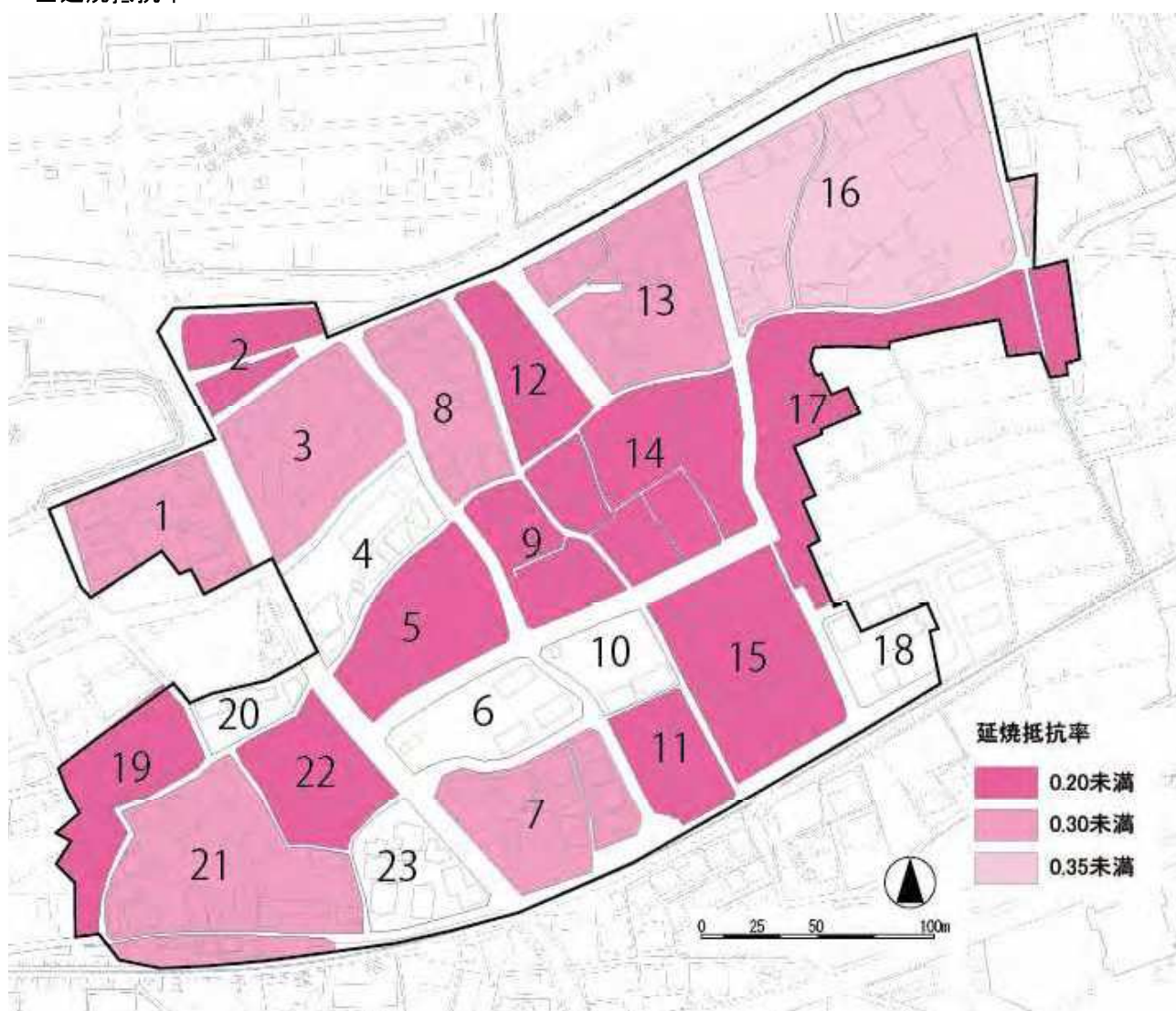
■老朽木造建物棟数率



②延焼抵抗率

- ・建物の防火上の構造別建築面積と街区面積から延焼抵抗率を求めた。算出に際して、6 m道路の中央で区切る等面積のとり方をしており、街区単位で条件を整えるため、街区面積を対象として算出している。(幅員にかかわらず道路を除いた面積を対象に、構造別の建ぺい率から算出しており、マニュアルによる算出方法とは異なっているが、現時点の相対的延焼危険度を比較するためには適切な方法である。この方法では4 m未満道路面積等が除外されているため地区全体の延焼抵抗率は0.197と低く算出される。)
- ・これによると、10の街区で0.2を下回る結果となった。

■延焼抵抗率



③接道不良建物割合

- ・ 4 m未満道路にしか接道しない建物、道路に接道しない建物を図上で判定（住宅地図上同一敷地と思われるものは同じ評価とする。）し、その棟数割合を求めた。
- ・ 地区内には、無接道を含めた接道不良建物は130棟存在しその割合は50%である。そのうち30棟（全体の約11%）は無接道である。
- ・ 街区単位でみると、地区西側を中心に5つの街区で接道不良建物割合が60%を超えている。

■接道不良建物割合

